

第 章 今後の附属学校における安全管理の基本的な考え方

学校における安全管理は、事件・事故となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、事件・事故が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることである。

このため、学校での安全管理としては、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、事件・事故・災害発生時の安全管理、通学時の安全管理等について、意図的、組織的な年間計画を作成し適切に行う必要がある。

今後の安全管理の基本的な考え方として、上記の観点を基に、大阪教育大学教育学部附属池田小学校の事件での教訓・課題や本研究会のアンケート調査の結果を踏まえて、次のような構成で検討を行った。

1 附属学校を置く大学・学部における課題と役割

附属学校を置く大学・学部での安全管理の在り方についての具体的な問題点と課題について究明し、今後の安全管理の基本的な考え方を提言した。

2 日常の児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理

ここでは、

- ・不審者が学校に侵入することを未然に防止するための安全管理体制
- ・不審者が侵入した場合に子どもに危害が及ばないようにするための管理体制
- ・子どもに危害が及んだ場合の被害の拡大防止の体制づくり

についての基本的な考え方の検討を行った。

3 緊急時の児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理

事件が発生した緊急時の組織体制づくり、教職員の役割分担、対策本部の設置等の安全管理の在り方を確立する方法についての提言を試みた。

以上のような視点から、今後の安全管理の基本的な考え方について総括をした。

1 附属学校を置く大学・学部における課題と役割

(1) 教育委員会の任務を担える大学・学部

附属池田小学校のような事件対応のみならず、公立学校における日々の相談・指導は、所轄の教育委員会が担っている。その教育委員会では関連内容に対応できる、また、校種に精通している指導主事等が即座にその校長・教頭等に指導・助言・支援を行い相談を受けることができる。しかしながら、大学はその組織・体制はもちろん、対応できるスタッフについても、十分配置しているとはいえない。

また、今回のような非常事態が公立学校で起きた場合は当該校を所管する教育委員

第 章

会が当該校種・当該対応に精通しているスタッフや支援チームを派遣し総力で対応したであろう。大学においては、附属学校で非常事態が起きた場合において教育委員会が果たし得る機能と同様の機能を備えるべく、教官組織も含めた組織・体制が必要である。

具体的には大学において、

校長・副校長の支援チーム（現場の経験者からなる大学のメンバー）

心のケアの支援チーム（臨床経験の豊富な大学のメンバー）

都道府県教育委員会からの支援

等をもとに、下記のことに取り組むことが必要である。

ア 附属学校の安全確保体制の把握と指導

学校における安全教育の実施状況の把握と推進のための指導

安全確保のための施設設備面の状況把握と整備

防犯訓練実施状況の把握と改善の指導

隣接する附属学校との連携状況の把握と改善の指導及び連絡調整

緊急時の際の附属学校に対する支援方策の検討と支援体制の確立

危機管理マニュアルの整備状況の把握と改善の指導

イ 教職員の資質向上

教職員の危機意識向上のための啓発活動

教職員に対する研修会の開催

ウ 地域との連携

警察・消防等の関係機関との連絡調整

附属学校が地域の人びとと連携するための支援体制の構築（地域の人びとの理解を得ることや協力依頼のための資料等の作成等）

エ 危機発生時の附属学校支援体制の構築

危機発生時の人的支援

危機発生時の隣接附属学校への連絡及び危機発生校への人的支援の指示

保護者への対応、報道機関への対応等についての校長支援

事後の支援体制の構築（心のケアの体制整備等）

（２）校長が併任職である附属学校の安全管理

附属学校の校長は国立学校設置法施行規則第25条で、附属学校には校長を置くことが規定され、その附属学校が附属する大学または学部の「教授」を充てる（併任）ものとされている。これは、附属学校が大学の教育研究の実験・実証の場であることからその管理及び運営の責任者である校長を大学教員とする趣旨であると考えられる。校長は学部長（単科大学では学長）の監督の下にその職務に従事することとなるが、各校の慣例もあり、職務内容の実態は必ずしも同一ではない。

このように、附属学校の校長には、本来の校長の任務のみならず、大学の教授職を担いつつ〔実際に附属池田小事件当時も、校長は大学（電車での移動に約2時間要す

る)において講義を行っていた。)大学・学部との連携役という、大きな役目もある。

しかしながら、附属学校では、緊急事態、特に子どもの生命にかかわるような事態には、責任ある立場の者が即座に対応・決断を迫られることが多分にある。その際、管理職が一人で判断する危険性と混乱を想定すると、校長は副校長らと相談しながら、よりの確な判断を行い事態に対応することが必要である。

また、校長の大きな任務の一つに教員の人事があるが、教員の適正な評価を行うためにも、在校時間を多くもつことが必要である。責任者である校長が、大学における教授の職務のためとはいえ当該附属学校に不在がちであるのは、学校安全の面のみならず学校運営面でも保護者に不安感を与えることにもなる。

このような、附属学校の校長が併任職であることによる課題は、附属学校の構造上の課題として捉えられるが、下記の具体的な配慮等により、これらの課題の解消に向けて校長がその職務に専念できるような体制づくりが可能と考える。

大学における講義等の軽減

大学における各種委員の免除(校長としての委員以外)

講座内における各種委員の免除

なお、上記のうち、講義等の軽減は、大学の次年度の時間割等に大きく影響するので、校長の任命等の時期を含めて考慮することが必要である。

(3) 管理職の研修・人事交流

公立学校の管理職登用にあたっては管理職試験が実施されている。しかし、附属学校の校長は一定のルールに則り、事実上、学長あるいは学部長が決めている。その際に、前歴として学校現場での勤務を必ずしも条件づけてはいない。そのため、教育現場の状況を十分理解していない場合もある。また、副校長も附属学校によっては公立学校の校長が副校長に着任する場合もあるが大学によっては同一校園からの内部昇任の場合もある。特に大阪教育大学にあっては、大半が内部昇任である。

このような状況に鑑み、管理職として学校の安全管理能力・危機意識能力を高めるために、正・副校長は管理職研修(地域の教育委員会主催のものを含む)参加を通じて次のことを身に付ける必要がある。

危機を捉える感性と事態の收拾に立ち向かう瞬発力と行動力

情報収集能力と意思決定能力

説明能力

正・副校長に対する管理職研修を附属学校を置く大学・学部だけでなく、国においても積極的に取り組むことが必要である。

一方、副校長に関しては、国立学校設置法施行規則第26条第2項に「(前略)校長の職務の一部を処理する教頭について、適当と認めるときは、当該教頭に対しては、副校長を称せしめることができる」と規定されており、その人事に関しては、実質的な校務運営をとりしきっている現況に配慮しながら、今後学校現場での経験が豊かな

第 章

人材を管理職として広い範囲から迎えらるよう地元教育委員会とも積極的に人事交流を進めることが求められる。

(4) 学級定員及び附属学校の教職員数

小学校における一学級の児童数は、小学校設置基準第4条に規定されている。

学級定員については、従来から教育目標、教育効果の観点から議論検討が行われ、40人を基準として、それ以下の少人数で編成されている公立学校等もある。

しかし、今回の附属池田小事件のような未曾有の事件だけでなく、地震、火災等から子どもを守るという観点からも学級定員を検討することが重要と考える。

また、学校内での事件・事故・災害から子どもの生命を守るためには、学校内にいる教職員や外部委託者（警備員）等のいわゆる大人の人数も大きく影響する。

公立学校の場合、地域の人びとが来校し、学校安全に寄与している事例もあるが、附属学校の場合、地域との交流が少なく困難である。保護者やPTAへ校内巡回の一層の協力を求めるとともに、教員数のみならず、学校安全の観点からも事務職員やその他職員の人数について検討を行うことが今後の課題である。

(5) 「学校安全管理委員会（仮称）」の設置

附属学校の安全管理の在り方については、大学や地域等とともに継続的に考えていかなければならない。

そのために、たとえば、大学・附属学校の教職員、保護者、地域の人びと、警察等関係機関の関係者を中心として各附属学校に「学校安全管理委員会（仮称）」を設置し、危機管理マニュアルの点検をはじめ、学校安全の基本的施策、情報交換等に組織的に永続的に取り組み、附属池田小事件を風化させることなく学校の安全に対する危機意識の持続・高揚を図ることが必要である。

(6) 附属学校と地域との連携

各附属学校で緊急な事態により大人の支援が必要な際には、隣接附属学校の教職員、あるいは地域の人びとからの支援が不可欠である。そのためには地域の人びとにとって身近な学校としての意識が醸成されるような学校づくりが必要である。

(7) 教員養成大学・学部における「学校安全」の必修化

教諭問23の結果をみると、教員養成大学・学部において、学校安全に関する危機対応の訓練等が必要と考えている教員は、全体として、附属池田小事件前の17.4%から、附属池田小事件後の51.9%へと増加している。

第一線で子どもを担当している教員の悲痛な声に対し教員養成大学・学部は応えなければならない。教員は、着任と同時に学級担任をする場合が多い。すなわち、着任直後から子どもの安全確保が要求される。その意味でも、学校安全にかかわる内容を教員免許の取得に際し必修科目として履修させることが必要であり、たとえば次のようなことが考えられる。

ア 学校安全の教育課程への位置づけ

避難等の訓練の実施等を含めて、学校安全にかかわる内容を全校種の教員免許状取得の必修科目とすることが必要であり、その内容としては次のことが考えられる。

生命の大切さ

子どもの生命を守る責任感・自覚の育成

防犯，防火，防災等の学校安全の領域と内容

防犯，防火，防災等の事件，事故，災害の防止

各種（防犯，防火，防災等）の避難訓練の意義・体験

各種の大出血の止血も含めた止血法（胸部，腹部を含めて）（この止血法を行っているのは，管理職問17では，国立小はわずかに16.4%，公立小で29.3%である。）

危機対応能力（危機の予測・回避・対応ができる能力）

心肺蘇生法，人工呼吸法（行ってはいけない見極めを含む。）（管理職問16では公立小は95%を超えるが国立小は64.2%にとどまっている。）

傷病者管理法・副子固定法

負傷者の搬送法等

この際，専門家による指導が必要であると考ええる。

また，消防庁等の上級救命講習会修了（市民救命士証・上級救命講習修了証）を義務づけることも必要である。

イ 教育実習への位置づけ

上記の内容を踏まえて，実習期間中に子どもを交えた避難訓練，特に避難誘導，点呼，救護，負傷者の搬送等の訓練を実施する。これらは大学における学校安全に関する講義と附属学校における教育実習との連携として取り組むようにする。実習期間中に行っている附属学校は，管理職問38によると，全体で26.6%と低率であり，実習期間中に行うべき課題に是非加える必要がある。

2 日常の児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理

(1) 「開かれた学校」と安全管理

今回の附属池田小事件以降、門の閉鎖、敷地内への出入口での来校者に対するチェック、あるいは防犯カメラの設置が多くの学校で行われている。そのことが文部科学省の提唱する「開かれた学校」と矛盾し、両立は難しいのではないかとの捉え方もある。

ところで、平成10年改訂の小学校学習指導要領では、

「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人びとの協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校等との間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者等との交流の機会を設けること」(中学校及び高等学校もこれに準ずる)

とされている。

この改訂に先立って、平成8年に中央教育審議会が「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の答申を出し、それを受けて「開かれた学校」が提唱された。その答申の中で、忘れてならないのは「子どもの育成に必要な」開放である。子どもの育成に必要な人びとは、積極的に学校に迎え、学校と協力して「子どもを育成」することである。「開かれた」意味が「閉じた＝外敵や不審者の侵入を防ぐ」の反意語としてときには誤解されかねない。しかし、「開かれた学校」は、いつでも誰でも校内に入れる状態を意味するのでは決してない。あくまで、開放の際には「子どもを守り、子どもを育成する」ことをもとに、開放する場所と、開放しない場所の明確な区別を行い、子どもの安全が最優先に確保されなければならない。

その意味で、門を閉めたり、警備員の配置や防犯カメラの設置は「開かれた学校」と矛盾するものでは決してない。

「開かれた学校づくり」は「子どもの育成のため」であり、「子どもの安全を守る」ことが不可欠である。単に物理的に門やグラウンドを開放することをもって「開かれた学校」を象徴的に捉えるのではないことは明白である。

(2) 学校管理下における体制

不審者から子どもを守るためには、次のような体制整備が必要である。

ア 不審者が学校に侵入することを未然に防止する体制

イ 万一不審者が侵入した場合にも子どもに危害が加えられることのない体制

ウ 万一危害が加えられた場合でも、被害の拡大を防ぐとともに、ただちに救命措置が行えるような体制

エ 「心のケア」や学校の再開、報道機関への対応等事後の体制

ここではこの「ア」を中心に検討するが、これらの内容についてはあらかじめ各附属学校で十分に検討し、「不審者対応マニュアル」等を作成して、万一のときにも適切に、そして組織的に対応できるようにしておくべきものである。

不審者対応マニュアルの整備

不審者の侵入を未然に防止し、また不審者が侵入したときにも適切に、組織的に対処して被害の拡大を防止するためには、不審者対応のマニュアルが不可欠である。

不審者の侵入防止のため、附属学校としての体制づくりや不審者が侵入した際の対応等について、始業前、授業中、休憩時間、放課後、行事日、休業日等、様々な場面に応じた対応策を想定しておく必要がある。特に、休憩時間中等は、子どもの近くに教職員がいない場合が多いので、万一の場合は被害が拡大する可能性が大きい。その場合の対応について、子どもに対する指導も含め、あらかじめ検討し、対策を立てておくようにする。

なお、今回のアンケート調査（管理職問11）により、「不審者対応マニュアル」は9割以上の学校で作成されていることがわかった。また、不審者侵入時における自分の役割を理解している（回答では「はい」または「まあまあ」と回答した）教諭は全体で78.3%であった（教諭問12）。多くの教諭が自分の役割を理解しているが、逆に「約2割の教諭は、不審者侵入時にどのような役割を求められているのが確認できていない」といえる。またこの問に「はい」と回答した教諭は全体の42.9%で半数に満たないのが現状である。

このように考えると、マニュアルが学校で作成されている場合でも、作成されたマニュアルが十分に具体化されない場合や、マニュアルの内容が教職員に十分理解されないことなどを推定することができる。そのため、全教職員へのマニュアルの周知徹底、またマニュアルに基づいた訓練を実施して、教職員が万一の際の自分の役割を理解し、その役割を果たせること、さらに訓練に基づいてマニュアルをより具体化・充実化させていくことが、今後の大きな課題であると言える。その際、たとえば警察・消防の専門家の助言を得ることが望ましい。

通常の校内活動時の安全管理

通常の校内活動時において不審者の侵入を防止するためには、来校者を把握することが必要である。また万一、不審者が侵入した場合は、子どもに被害が及ばないよう早期に発見することが必要である。そのためには次のような対策を講じなければならない。

ア 出入口の限定

不審者の侵入を防止するためにはまず、校門において出入りの管理を行う必要がある。

登下校時については、校内への子どもの出入口を1か所に限定する方が、管理がやすく、教職員等による登校及び下校指導等の人員配置の面からも負担が軽減されるので望ましいといえる。しかし、学校の構造、通学区域、通学路や地域の実情等により、2か所以上使用する場合は、安全管理に万全を期すことが重要である。

登下校時以外については、来校者を把握して不審者の侵入を未然に防ぐため、

校内への出入口を1か所に限定し、それ以外の門については施錠し管理すべきである。出入口に限定した門についても施錠するのが望ましいが、実際は学校の状況に応じて対応が異なる。

最も望ましいのは、人による出入口の管理が行えることで、出入口に常時警備員等が配置されている場合がこれにあたる。来校者に対しても「受付」としての機能をもつことができ、また保護者や地域の人びととのコミュニケーションの点からも、「人による出入口の管理」ができることが最善である。実際に一部の附属学校では、学校ガードボランティア、シルバーポリス（警察の退職者及びその組織）、スクールヘルパー等の協力を得て管理にあたっている。

警備員等が配置できない場合には、次善策として、モニターとインターホンのついたオートロック機構等ハード面の整備が考えられる。来校者を内部から確認して門の開閉が行えるとともに、来校者にとっても用件を告げ、次にどのようにすれば校内に入れるかの指示を受けやすい。

警備員が配置できない場合であっても、少なくとも門を閉め、少しでも不審者が侵入しにくいようにする必要がある。出入口の大きな門の横に通用口等がある場合には、大きな門は施錠し通用口等を出入りに利用するとともに、可能な限り門の利用者が内部から視認できるような施設設備の配置及び設置を検討すべきである。

さらに、出入口その他の門以外に、不審者が侵入しやすい箇所がないか点検し、必要な対策を講じることも重要である。

なお、附属池田小事件においては、テラスから犯人が教室内に侵入し凶行に及んだ。そのため、テラス出入口の管理についても課題が提起された。すなわち、接地階に位置する教室の出入口については、容易に侵入されないよう的確な施錠管理を行うことが望まれる。ただし、その際には、火災や地震等の緊急時に内側から簡単に解錠できる構造にするなど避難口としての機能を保持しておかなければならない。

イ 受付の設置，入校証の発行

来校者が、どのような手続きをすれば入校の許可が得られるのかを理解できるような、わかりやすい案内板等を見えやすい場所に設置し、来校者への便宜を図るべきである。特に保護者に対しては、様々な場を通じて学校の体制を説明し、理解と協力を得る努力を惜しむべきではない。

また来校者用の受付を設置し、来校者の記録を残すとともに、校内での入校証（吊り下げ式名札が望ましい。）等の着用を要請し、許可を受けた来校者であることが教職員や子どもに認識できるようにする。

さらに、日常的に出入りする業者（給食物資車両等）には事前に入校証を発行し、入校が安全かつ円滑に行われるようにする。

なお、発行した当日限りの入校証は、確実に回収するようにする。

ウ 校内巡回，来校者への挨拶等

万一不審者が校内に侵入した場合に早期に発見できるよう，意識的組織的に校内巡回等を行う必要がある。特に始業前，休憩時間，あるいは放課後等で子どもが教師の直接の監督下でない場合，その必要性がある。

また警備員等を配置している学校においても校内巡回は教職員を含めた全員体制で臨む必要があるが，いつ，どこを，誰が，どのように巡回するかなどについて，十分な話し合いによる校内での意思統一が必要である。また保護者や地域の人びとに要請して巡回の協力を依頼することも重要である。

円滑な巡回を行うため，校内の各室では，カーテンよりもブラインド，すりガラスよりも透明ガラスの方が可視性を確保でき，有効である。また，カーブミラーを設置することにより，可視範囲を拡大することもできる。

また，校内巡回時のみならず，校内で来校者に出会った場合には必ず挨拶や声かけをする。顔見知りなら「こんにちは」と言うのは当然であろうし，知らない人なら入校証を確認した上で挨拶し「行き先はおわかりですか」「ご案内いたしましょうか」などの声をかけても何ら不自然ではない。もし入校証を確認できない場合は，「受付はお済みですか」，「どちらへ行かれますか」などと声をかけ，受付へ案内する。これは不審者侵入防止策というよりは，むしろ来校者に対する当然の礼であり，結果として不審者侵入防止にもなる。

また，声かけをした際に相手から何の反応もないのはもちろん，その動作や対応が不自然だった場合には，校内関係者に連絡するとともに，その後の動向を注視する必要がある。さらには，犯行を実行しようとしている人間を見抜くだけの警戒心や観察力・洞察力も，専門家の指導・助言や教職員研修会を通じて身につけておく必要がある。

基本的には，学校に用事がある来校者に対しては，来校を拒むのではなく歓迎するという教職員の立場が「開かれた学校」との関係でも重要であり，また多くの人から学校の安全確保のための協力を得ることにもつながるといえる。

エ 保護者や地域の人等への協力要請

附属学校が不審者侵入防止のため，上述したような安全管理の対応を実施していることについては，附属学校へ来校する可能性の高い保護者，地域の人びと，業者等に周知し，十分に理解を求めることが必要不可欠である。

保護者に対しては，入学時の説明会，学校・学年便り，保護者懇談会等の機会に，また地域の人びとに対しては，自治会や地区防犯協会，青少年教育団体，あるいは警察・消防等の関係機関や近隣の学校と連携し，様々な機会を得て協力を呼びかける必要がある。そして「安全週間」等，特に学校での取組みを点検したりする際には，保護者や地域，関係機関の人びとにも参加してもらい，その人た

ちに学校の取組みと現状をよく理解してもらうこと、そして、学校の取組みを改善していくために提言してもらう機会とすべきである。保護者や地域、関係機関の方々からの提言を得ることは、みんなで子どもの安全を確保している、子どもを守っているという意識を醸成することにもつながるであろう。

なお、保護者や地域の人びと等に子どもの安全を守るための学校の活動に参加してもらう場合、万一、その活動中に負傷してしまう場合も考え、傷害保険等の準備をすることも重要である。こうした傷害保険は、「ボランティア保険」「行事保険」「レクリエーション保険」等様々な名称のものがあるが、基本的には、参加人数や保険対象となる日数、補償額、参加者名簿の有無等により料金も様々であり、オーダーメイドの保険となるため、損害保険会社と個別に相談するのがよい。

多数の外部者来校時の安全管理

学校行事等で多数の来校者がある場合は、通常時とは異なる体制が必要になる。校内における体制を整えるとともに、警察への事前説明及び協力依頼を行うようにする。

ア 来校者の受付・確認と行動範囲

運動会や授業参観、その他様々な学校行事等で保護者等多数の来校者がある場合は、来校者の出入りが頻繁になり、その管理がより重要となる。

ただし、学校行事等の場合は、教職員がそれぞれの役割をもち、通常は極めて多忙であるため、教職員のみで子どもの安全を確保する体制をとることは困難である。したがって、PTAの実行委員等を中心に、保護者や地域の人びとにも協力を要請し、来校者のチェック体制を整える必要がある。

また、当日の混乱を避けるためにも、保護者等来校を予定する人には、事前に当日のチェック体制等について周知するとともに十分に理解を求める必要がある。その際、来校予定者に対し事前に入校者証を発行して受付が円滑に行えるようにしておくなど、当日の混乱を避け、安全管理対策への理解と協力が得やすいよう工夫することも重要である。

さらに学校行事等の際、子ども一人ひとりの行動を十分に担任が把握することが困難な場合もある。

こうした場合、たとえば校舎裏等、校内の死角で子どもに危害が加えられる可能性も想定しなければならない。そのため、死角となる箇所には、

「立入禁止」等の立て札で明示

ロープを張るなどの対応

カーブミラーの設置による可視範囲の拡大

等、安全確保の方策を工夫し、

PTA等の協力を得て校内の巡回体制を確立

子どもに対して事前に安全指導を徹底し、不審者を見極める判断能力を高めることが必要である。

このような体制等を含め、学校行事等について事前に十分検討し、計画を立てた上で実施するようにする。

イ 不審者への対応

校内巡回等で不審者を発見した場合、どのようにして子どもの安全を確保するか、どのように校内へ連絡するか、あるいはどのように不審者に対応するか、またどのように来校者に対して連絡したり説明したりするのかということをあらかじめ検討し、受付担当者や校内巡回者等の関係者に周知しておくことが必要である。

来校者が多数の場合、混乱が生じやすいので、何よりも子どもの安全確保とその確認が速やかにできるよう、方法を検討しておく。また万一事件が発生した場合、子どもや来校者を落ち着かせ、安全に避難誘導することが必要であり、こうしたことを想定した訓練または打合せ会を関係者で行うなど、事前に必要な対策をとる。

なお、通常時でも同様であるが、保護者や地域の人びと等に受付や巡回の協力を依頼した際には、万一不審者があった場合の対応についてよく理解を得ておくことも大切である。正義感・責任感等から不用意に立ち向かったり、あるいは逆に、近くの子どもの安全に十分配慮しないまま避難させるなどのケースが生じないとも限らない。したがって、受付時や巡回時には「防犯ブザー」等を携帯してもらい、何かあればすぐに防犯ブザーを用いて危急を知らせるとともに、複数で、危機状況に応じて対応すること、特に子どもに危害が加えられそうな場合は、不審者の行動を抑止するとともに、子どもの安全をまず確保することが最優先されるべきであることなどを理解してもらう必要がある。その際、危機状況に応じた簡単な「マニュアル」様の文書を作成して配付することも考えられる。

登下校時の安全管理

ア 通学路の安全確保の体制

登下校時については、特に学校の教職員が子どもの行動を把握することが難しいため、保護者、地域の人びととの協力体制や、また子どもへの十分な安全指導（たとえば定められた通学路を守る、複数で歩く、不審者に出会ったら大声を出すことなど）がより重要となる。また、通学に利用している鉄道会社・バス会社等の理解と協力を得ながら子どもの安全確保を進めることも大切である。

さらに、通学路を利用している子どもや家庭や地域との情報を共有して「安全マップづくり」等の活動、関係機関等の情報を通して通学路の危険箇所・要注意箇所を把握し、環境的問題（たとえば公園が樹々によって死角の多い場所になっている等の問題）がある場合には、行政機関に改善を要求して、地域と学校・保護者が一体となって安全対策を講じることも必要になる。

なお、学校では、自宅から学校までの通学経路をあらかじめ提出させているが、ある学校ではその略図に「危険と思われる箇所」を記入の上持参させ、家族全体で危険について考える取組みを行っている。各校でもそれぞれの実情に応じて工夫した取組みが望まれる。

イ 不審者遭遇時の安全確保の方策

通学路で事件・事故等が発生した際の対処の仕方について、子どもに十分指導しておく必要がある。

また万一の事態が発生した際の緊急連絡・救急体制を整備しておくには学校の教職員だけでは極めて困難であるので、保護者や地域の人びと、とりわけ、「こども110番の家」で協力を得ている家や店舗には、公立小学校と連携し附属学校の連絡先（電話番号等）を知らせて情報の交換等、普段から密接に連携しておく必要がある。

校外での活動時の安全管理

総合的な学習の時間にかかわる校外での学習活動時、あるいは遠足や修学旅行等宿泊を伴う学校行事等の場合は、その活動への興味・関心等から子ども自身の危険に対する意識が低下したり、また、警備等の面から考えても、子どもの安全面では、校内で活動しているときより危険な状態にある。したがって、校外で活動する場合は、起こりうる危険を想定し、子どもが犯罪被害にあわないよう安全を確保できる適切な体制を整えた上で、実施しなければならない。

ア 事前点検と安全確保

校外での学習活動等の実施にあたっては、実地踏査を行い、活動範囲・経路や宿泊場所等の事前の調査により危険箇所や警察・救急医療機関等を把握するとともに、万一の際の緊急連絡体制を整備しておく。さらに必要に応じて保護者や関係機関と打合せや協力を要請するなど、事前に十分に検討を加えて計画を立て実施する。

また、たとえば、集団からはぐれた場合の連絡方法や連絡先、あるいは万一事件等で被害を受けそうになった際の対処の仕方について、子どもへの安全指導等を事前に行うことも必要である。

イ 不審者遭遇時の緊急対応と安全確保

校外での学習活動中に危害が加えられそうになった場合を想定し、子どもの安全確保の方法、学校や保護者、警察等への連絡方法、引率者の役割分担等を含め、対応策を十分に検討し確認しておく。

休業日等の学校における安全管理

ア 休業日の管理体制

休業日に教員の付添いのもと、子どもが活動する場合は、学校全体の安全管理体制が十分でないため、子どもの安全確保の方策を別途検討し、教職員が十分理解した上で活動を行うようにする。

休業日は基本的に来校者に対応する必要はない。また校内には付添いの教職員とその監督下で活動する子どもしかいないため、子どもの安全確保の面からは極めて不安定な状態である。したがって、活動中は校門等を施錠する、付添いの教職員を複数にする、保護者の協力を得るなど必要な対策を講じることが重要である。

さらに、休業日に校庭で活動する「子ども会」等の関係者に対しては使用上の規則について十分に注意を喚起し、また活動の際の安全確保の方策について、学校全体で検討しておく。たとえばクラブ活動に参加する子どもの登下校時間の設定とその時間の校門管理体制、それ以外の時間帯の校門施錠等の対策を講じるようにする。

イ 長期休業中の管理体制

長期休業中は、通常の授業日と同様に門の管理を含め、来校者の受付体制をとるべきである。その上で、子どもが校内で活動している場合は、教職員が十分に監督することが必要である。その際、万一不審者が侵入したときを想定し、子どもの活動場所に防犯ベル（防犯ブザー）等を用意しておくとともに、教職員が防犯ブザーや笛等を携帯するなど、緊急時の通報に備える。

不審者情報への対応

近隣に不審者があった場合、関係機関や地域、近隣の学校等から情報が得られるよう、日頃からネットワークづくりを推進しておく。また、子どもが危険に遭遇した場合はすぐ学校に報告することや、教職員が得た情報は学校全体で共有するなど、日頃から不審者の情報を得られるようネットワークづくりをする。

また、不審者情報がある場合の保護者への連絡体制を整備し、緊急連絡が通じない場合の対応の仕方について、あらかじめ方針を定めておき、保護者に周知するとともに、共通の理解を得ておく。

正確な情報を得たときは、速やかに警察や大学等に連絡をし、場合によっては登下校時に教職員や保護者で校区内や通学路の巡回をしたり、集団登下校に保護者・教職員が付き添うなど、速やかに緊急の体制を整える必要がある。特に校内に子どもがいる場合は予定どおりに下校させるか否かの判断は、警察等の助言を得ながら決める。また、不審者が校内に侵入しないよう、校内巡回を強化し、校内の安全点検を緊急に実施して必要な対策を講じる。その際、学校の教職員では十分に対応できない場合には、警察にパトロールを要請するなど、関係機関との連携を密にする。

そして、学校が侵入者に対して対応した方法や事柄について、少なくとも保護者に文書で連絡をし、保護者へ情報を発信して学校としての説明責任を果たすことが、

学校の対応への理解と学校への信頼を得るために重要である。

犯行予告・脅迫電話への対応

管理職問33によると、過去5年間に児童生徒等に危害を加えるなどの脅迫電話はアンケート回収の372校中、14校であった。単純に平均すると1年あたり3校である。児童生徒等への脅迫は電話に限らず、手紙やその他もあり得るので、この数字が多いか否かの判断は難しい。学校に対し、電話、手紙、その他により、子どもに対する凶行や爆破等の予告があった場合は、まず避難等により子どもの安全を確保し、ただちに関係機関（警察、大学等）に連絡して、助言を得ながら対応をする。学校側はときには「これはいたずらだろう」と判断できても、必ず警察に連絡することが重要である。適切な対応をとるために、様々な状況を想定し、それに応じた子どもの避難場所や避難方法、また登下校の方法や保護者への連絡方法等あらかじめ対応を検討しておく。

なお、通話中にボタン操作一つですぐに録音を開始する電話機や、相手先の電話番号が通知される機能やサービス等が充実しているものを利用できるよう設置することも、今後は大切になってくる。

(3) 安全教育

今回の附属池田小事件による教訓の一つに、開放されていた校門が管理室からは見通しがよくないなど、施設面での問題はあったが、それ以外の教訓や反省点の多くは学校関係者の認識や取組みの不足にあったと考えられる。

そこでこの項では教職員や児童生徒等のみならず、教員養成大学・学部にも踏み込んで安全教育の重要性について取り上げて検討を行うことにする。

学校安全を確保するには、施設等のハード面の安全管理と児童生徒等や教職員等に対して防犯の危険の際に安全を確保できるようにする教育や指導を行うソフト面の安全教育での対策があり、ハード面とソフト面の両者を車の両輪のように一体となって教育と管理を推進することによりはじめて児童生徒等の安全を確保できる。学校のすべての施設を使用するのは子ども及び教職員を中心とした学校関係者である。したがって、安全確保にはその学校関係者に対する教育が何よりも大切である。今までの安全教育は子どもが対象であったが、今後の安全教育は子どものみならず、大学・附属学校双方の教職員及び教員養成大学の学生をも対象とすることが重要である。

「生きる力」を育む安全教育の方向性

学校において児童生徒等に対する安全教育や安全管理は、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、自他の生命を尊重し、安全な生活を営むことのできる態度や能力を養うことを目標としている。しかし、児童生徒等の安全を確保するには、安全教育だけでは確保されるものではなく、学校の施設や設備等学校環境の管理を徹底することも重要である。

とりわけ、附属学校は比較的広域通学の児童生徒等が多いため、当該附属学校における安全教育のあり方を再検討し、安全教育を充実させるとともに、人的・物的

な安全管理を徹底することも不可避な課題といえる。

近年、学校管理下における事故災害や交通事故は依然として多発増加傾向にあり、自然災害、原子力災害、化学工場爆発事故、さらには、学校内への不審者の侵入事件による被害、登下校中の被害等多くの新しい危険が児童生徒等を取り巻いている。したがって、今後の安全教育の方向として、附属池田小事件を想定した防犯や原子力災害等多様な新しい安全教育の方向性を指向する必要がある。

特に、児童生徒等に対する、今後の安全教育では、子どもの発達段階、学校の実態、地域の実情等を踏まえて、実践的な態度や能力を育成することが不可欠な課題となる。また、危険に遭遇した場合には、危険を早く察知し、自他の安全を第一に考えながら、危険を回避できる適切な行動がとれるような「生きる力」を育む安全教育を指向することも重要である。さらに、防犯を取り入れた学校安全計画の作成や安全学習・安全指導では態度や習慣を身につける指導を強化し、さらには、生命尊重や環境改善対策等、児童生徒等に対する安全教育の動機づけや個別的観点等を学習や指導のポイントとして配慮する必要がある。

教職員に対する安全教育

ア 教員の資質向上

教員が備えなければならない資質は学習指導や学級経営等、多岐にわたる。教員が第一にもたなければならないことは、人間の生命の重さ、かけがえのない存在である子どもを教育しているという自覚である。不幸にして、その子どもが学校内で凶行等により負傷したときの事後の対応は誠心誠意、努めなければならない。

特に子どもを亡くした場合、保護者への言動は教員としてのみの対応ではなく、まず一人の人間として、一人の社会人としての言動が必要である。その上、さらに教員としての自覚をもって、保護者等に接することが肝要である。子どもを亡くした保護者の気持ちを真に理解することはできないであろう。したがって、学校という組織、あるいは教員という立場でのみ遺族と対応することでは不十分である。その意味で教員としての資質向上のみならず、人・社会人としての見識もいかなる方法によって養成し、高揚していくかも、教員養成大学・学部のみならず各自治体・教育委員会を核に、早急に検討しなければならない課題である。

具体的には、

定期的な、他職域での一定期間研修

教育委員会主催以外の研修参加

地域等におけるボランティア活動

等が考えられる。

イ 教員の使命

児童生徒等が着席している教室に不審者が侵入し刃物を振り回し犯行を行うという状況において、教員は何ができるのか、どうすべきなのかは附属池田小事件

以来、多くの人びとにより論じられている。もちろん、このような犯罪が発生しないよう、社会が取り組まなければならないことは根本的な方策としていうまでもないが、これは一朝一夕にできることではない。このような不審者を校内に入れないことが次の策であるが、それでも教室内に不審者が乱入したときは、このことへの対応に備えなければならない。

教員には子どもを守るための安全確保義務があり、教員と子ども・保護者の間には、学校では教員が子どもを守ってくれるという信頼関係が成り立っている。したがって、不審者に出会った場合、教員は子どもから決して離れないことが重要である。

文部科学省の「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」では「相手に対応するときは、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる」、「教員は侵入者が教室への侵入の恐れがある場合には、子どもと不審者の間に教職員が入り、両者を引き離し、子どもを職員室等大人のいる場所に避難させる」などと順序だて記されている。

附属池田小事件の場合は、すでに犯人が子どもに危害を加えている状態であった。被害の拡大を防ぐため具体的には、

子どもにとるべき行動を具体的に指示する（動く方向等）

他の教職員へ緊急状況を知らせるための大声を出す

窓ガラスに椅子等を投げつけて大きな音を出し危急を知らせる

犯人には椅子等を投げつけたり、机や椅子を犯人の方に押し集めて動きを封じたり、手元にもてる物（箒やモップ等）があればそれに対応する

防犯用ベルや防犯用ブザーを鳴らして危急を知らせる

犯人と子どもとの間隔を少しでも広げ、教員は子どもの場から離れずにいるように、あらゆる対応策で努力する

等が考えられる。

教諭問18（児童の安全を第一に対処できるか）によると「はい」と回答したのは公立小で35.7%、国立幼で26.5%、最も多かったのは国立小の44.8%である。附属池田小事件を踏まえて、多くの議論が展開され、被害が少なくなることを課題としたい。しかし、いかなる方法も、瞬時の判断であるから、附属学校における研修及び訓練で体得し、瞬時判断力及び行動力の向上を図る努力が重要である。避難等の訓練の重要さを附属池田小事件は教訓として与えている。不審者が既に犯行に及んでいるときには、瞬時の判断で、最善の策を考え対応することである。

管理職問1、教諭問1（附属池田小事件当時、勤務校でも起こると思ったか）によると、多くの管理職や教諭が「起こり得るとは思わない」と考えている。しかし、このような事件が現実にとった事件であるからこそ、徹底した安全対策を続けなければならないと受けとめるべきである。

なお、校内電話を使った緊急連絡方法は、単純な操作（たとえば1か所を押すだけ）であることが重要である。しかも、その操作ボタンの位置が他のボタンよ

りも目につきやすいようにすることが重要である。

ウ 避難等の訓練

）いろいろな場面を想定した訓練

避難訓練は、場所（教室、体育館、運動場）、時間帯（授業中、休憩時間中、始業前、放課後等）、学校行事等（運動会、集会、研究会、PTA参観日）等を想定して実施すべきである。一般的に実施されている火事や地震の避難訓練は教室内に教員がいる場合が大部分である。附属池田小事件の場合は、授業の終わる時間から休憩時間にかけてであった。しかし、管理職問27（授業中・休み時間ごとの避難誘導態勢）からみても附属池田小事件後でも、公立小で61.0%、国立小で58.2%にすぎない。附属池田小事件の犯人は、朝の8時半前に犯行すべきだったと言っている。この時間帯は教職員の朝の打合せか、授業は始まっていないので、教室には子どもだけのことが多い。つまり、子どもの近くに教職員がいない場合を犯人はねらっていたことになる。始業前をはじめ、子どもの側に教職員がいない場合の巡回等態勢を整える必要がある。

また、場面の設定を変えることにより、訓練に緊張感をもたせることができ、多様な役割をこなすことにより臨機応変な力を身につけることも可能となる。

）情報・命令系統の集中化・固定化

事件発生時の責任者は対策本部を絶対に動かないことである。仮に移動しても責任者の所在は教職員全体に常に明確にされていなければならない。大事件になり、人手が多く必要であればあるほど、責任者の居場所を固定し、すべての情報を収集すること、そして教職員に、「ここが中枢である。すべての情報はこの場所に！」と周知徹底することが必要である。責任者の側に連絡及び補佐員として1人の教職員がつくことが重要である。

また、状況の変化等が概観できる掲示や記録ができるホワイトボード等を設置することも重要である。

）臨場感ある訓練（子どもが怯える内容の訓練は教職員のみでの実施が原則）

連絡・報告の訓練にあたっては、実際に関係機関と通話してみることが重要である。事前の了解・指示の下で119番及び110番に訓練で通話することは可能である。しかし、現実の訓練においては教諭問9（警察等への通報訓練）によると、附属池田小事件前で、全校種で5.8%、同事件後でさえも13.9%にすぎない。この結果をみると、大半の学校が訓練を実施していないといえる。

保護者への通報訓練は、非常連絡網を利用した実際の訓練が大切である。教諭問10によると、全校種で緊急時用の連絡網をもっているのは52.5%である。これは附属池田小事件前と比較しても6.6ポイントの増加にすぎない。

教職員を不審者に見立てて訓練を実施することも必要である。管理職問14、15によると附属池田小事件前はほとんど行っていなかったが、同事件後においても、最も多い公立小でさえ52.0%にすぎない。この種の訓練の内容では、身

の回り品で防具としたり，時間稼ぎの話しかけをしたり大声を出して通報するなどがある。避難誘導の際には周囲の教室にも危険を知らせることに留意しなければならない。実際に，警察や消防とも連携し訓練を行うことも重要である。それは，第一報者に警察は詳細に質問をするので，その質問に対し教員がパニックに陥らないよう，いかなる状態の下でも応答できるようにしておかなければならない。学校側の一方的な電話ではないので，相手の質問に手際よく答えることが大切である。このとき，電話のそばに通報時のマニュアルがあれば便利である。

これらの訓練の実施にあたっては，教職員の参加はもちろんのこと，警備員も必要に応じて参加するようにする。

また，教職員相互に知り得た情報を大声で確認し合うことが重要である。

これら危機感をもって訓練を重ねることにより，万一事件が発生したときには訓練時に身につけた冷静な判断と行動ができるようになる。

）負傷者がでた場合の訓練

現実の避難訓練では教諭問17（被害者が出た想定）の結果から附属池田小事件後の実施率の高い校種でも17.6%であり，被害者が出た場合を想定し訓練をしていない。

避難させることでも混乱するが，それ以上に被害者がでた場合の救護が混乱することが考えられる。たとえば適切な応急手当，搬送するための道具，一人だけによる搬送の困難性，救急車への同乗等の救護方法について考えておかなければならない。

その際に必要な訓練は，応急手当，担架等での搬出訓練，救急車への付添者の割当て，また，付添者の出発前に，確認すべきこと（学級，氏名，搬送先，これらの記録とメモの引き渡し，同乗することの責任者への連絡）がある。それらを手際よく迅速にしなければならない。

また，病院へ到着後に状況の連絡（学校，保護者）が必要であり，連絡内容のマニュアルも作成し，訓練に取り入れる必要がある。また，負傷者の側から離れざるを得ない状況のときは，その児童生徒等の救助を他の教職員に確実に伝えることが不可欠である。

）隣接附属学校との連携

附属池田小事件の場合，死傷児童数と全教員数はほぼ同じである。その上に，各学級の子どもを避難誘導し，確認・点呼，さらには保護者への対応等で，教員の絶対数が不足であった。一般に附属学校の側には他校種の附属学校が隣接している場合が多い。したがって，避難訓練時から，隣接附属学校との連携を図り，隣接附属学校の教職員に協力を依頼する。その際，隣接附属学校から協力を受ける具体的な内容等を事前に決めておくことが必要である。管理職問36では幼小中とも約6割がマニュアルの中に隣接附属学校からの協力を得るようにしている。

) 犯人への接し方

状況により穏やかに話し合うことや注意を引くために大声を出す(たとえば、「逃げろ!」とか「危ない!」などがよいだろう。「誰か来て!」とか「助けて!」なる言葉は、それを聞いた子どももその現場に近づく可能性もあるので注意が必要である)ことや、椅子等身近にある物を窓に投げて音で知らせたり、椅子をもち、犯人を一定の方向に押し込む等具体的な訓練を繰り返すことなどにより犯人との接触に時間をかけながら子どもを避難させることが必要である。

) 避難途中の留意事項

子どもを避難誘導する際に、途中に通過する教室にも大声で避難を呼びかけるとともに、冷静かつ安全な誘導のため教員は複数で行動することが望ましい。

また、犯人は動くものに敏感に反応し、笑っている者がいるときには狙う傾向があることにも留意して行動しなければならない。

) 訓練から学んだ注目すべき事項 - 附属池田小学校の場合 -

附属池田小学校は、平成13年6月8日以降、毎月8日を安全の日と定め、学校安全部を設置し組織的、計画的な避難訓練等を行い、危機への適切な対応ができ二度と同じような事件が起こらぬよう取り組んでいる。避難訓練を通じて学んだ、注目すべき事項を列挙してみよう。

名簿、出席簿等は所定の場所に確実に収納・保管する。

授業中に子どもを残して担任が現場に駆けつける設定の訓練は、子ども及び保護者に対し十分な説明をして理解を得るようにする。

机脇のかばんが避難通路の邪魔になることがある。

事務官、給食調理員その他の職員や警備員の動きも役割分担に盛り込む。

不審者の侵入場所、負傷者の居場所を事前に告げない訓練も実施し、臨機応変な行動がとれるようにする。

不審者への盾となる物を普段から教室等に用意しておく。

避難誘導の際、先導する者、最後尾から誘導する者の役割分担を行い、複数学級ごとにまとまった避難が有効である。

緊急時、騒ぎの中では非常ベルや放送の音が聞こえない場合もあるので、ハンドマイクやメガホンの利用も検討する。

教員の単独行動はできるだけ避ける。

様々な役割をこなすことにより臨機応変な対応力を身につけることができる。

地震や火事の際に使うものと同じ言葉を使い、緊急時の指示事項の徹底を図る。

事件に遭遇すると周りが見えなくなり、横の連絡が大切であるので、教職員間で常に声を出して確認し合う。

エ 学校安全管理士（仮称）の新設

附属池田小事件は、日常には穏やかな街の穏やかな小学校を凶行の場として、しかも教室内の幼い子どもをねらった、卑劣な、犯人の勝手な理由による犯行であった。

我々はこれを希有の事件と認識してはいけない。現実には起こったことは今後も起こり得る警鐘と捉えるべきである。

しかしながら、今回の事件は教員が今までの「子どもを守る」範囲をはるかに超えている。屈強な男が逃げまどう子どもたちに出刃包丁を振りかざし、たった5分間で不特定多数に危害を加えるという、史上初めての犯罪である。日本の警察は110番通報後に現場に到着する平均時間は5分を超えるから、このような事態に現行の体制によって対処することは困難である。そこで、学校安全管理士（仮称）を各附属学校に配置し安全管理の徹底を図る必要がある。そのことは附属学校の目的の一つである「現代の教育課題に応える『先導的研究』」の責任をも果たすことにもなると考えられる。

学校安全管理士（仮称）

資格取得： 講習会による資格取得
定期的な講習の義務づけ

役割： 次のような技能を有し、平時や緊急時において、管理職に対し、学校安全について適切なアドバイスを与える。

犯罪者を見抜く観察力・洞察力
護身術を身につけ、他の人にも指導できる能力
救命救急法や大出血止血法等の知識・技能（応急手当普及員・上級救命救急士）
常に新しい安全管理情報の保有
その地域にふさわしい学校安全マニュアルの企画能力

なお、人命にかかわる責任問題も考えられるので、管理職相当の者の資格所有が望ましい。

児童生徒等に対する安全教育

学校において児童生徒等の安全を確保するためには、学校安全の領域からみると、安全教育と安全管理に大別することができる。

児童生徒等に対する安全教育には、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることを目的とする安全学習の側面と、当面する安全に関する課題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらに望ましい生活習慣の形成を目指して行う安全指導の側面がある。

安全学習と安全指導を教育課程の領域に即して考えると、主として安全学習は、

小・中・高等学校では教科の体育・保健体育科（小学校 - 保健領域，中学校 - 保健分野，高等学校 - 科目保健）を中心とし，理科等の関連した内容のある教科で，安全指導は特別活動の学級活動や学校行事等で行われている。その他，道徳の時間では生命の尊重や公共心等安全な生活を営むのに必要な基本的な内容について，また，今回の学習指導要領の改訂によって総合的な学習の時間が新設され，その中の課題として「福祉・健康（安全を含む）」が例示され，安全に関する学習がなされている。幼稚園では，幼稚園教育要領の領域「健康」の内容（9），指導計画作成上特に留意する事項（1）に示されている。安全な生活態度や緊急の際の行動の仕方等について，長期的な見通しをもち，幼稚園での日常生活の中で指導が積み重ねられるようにしている。また，様々な災害の際に適切な行動がとれるように，訓練等も幼児の発達に応じて計画的に行っている。

安全指導は，特別活動の学級活動，学校行事，児童（生徒）会活動及びクラブ活動を中心に行うことになっている。学級活動では「健康と安全」に関することが，学校行事では「健康安全・体育的行事」に関することが，また，児童（生徒）会活動やクラブ活動においても，安全に対する主体的態度や実践的能力の伸長を目指した指導が行われている。

したがって，各校種では，安全学習と関連のある体育科・保健体育科及び関連教科の学習場面を活用して，他の教科と同様に積極的に安全学習を展開することが必要である。

安全指導は，学級活動，学校行事を中心に展開されるが，学級活動では日常生活の安全に必要な事柄を理解し，安全に行動できる能力や態度を育成することをねらいとし，学校行事では防犯に関する避難訓練を随時実施し，避難訓練時には臨場感のある訓練を行うことが求められる。学校行事で児童生徒等に応急手当の実習と訓練も不可欠な行動といえる。また，クラブ活動における安全指導も各校種で日常的に行う必要がある。

このように，児童生徒等に対し学校内に不審者の侵入や危険を察知した場合，迅速に教職員に知らせ，自他の危険を回避できるよう安全指導をし，安全な行動がとれる態度や能力を育成することが重要である。

（４）地域等との連携体制

児童生徒等が事件・事故に巻き込まれることを防止するためには，学校と地域等が協力して，事故防止や安全にとって望ましい環境づくり，安全教育にあたることが大切である。そのためには，学校と地域との連携体制を確立しておかなければならない。しかし本研究の調査でも，特に附属学校と私立学校では地域との連携が十分とはいえない結果が出ている（管理職問20～22，29，30参照）。たとえば，地元教育委員会や地域の人びととの連携は，公立学校と比較して連携が行われている割合は大きく下回っていた。附属池田小事件以後は改善がみられるものの，さらに連携の推進が必要であると考えられる。

保護者・PTAとの連携

ア 保護者・PTAと学校との間には、日頃から学校安全についての情報交換を密に行うこと、また、事件・事故発生時には学校から保護者・PTAに対して迅速に情報を伝えることが対策の基本姿勢である。そのための連絡体制づくりがまず必要である。両者が互いに信頼しあう関係を築くように、学校、保護者ともに常に心がけるべきである。

イ 学校はPTAと協力して、保護者へ学校安全についての啓発活動を推進する。具体的には、PTAの広報誌やニュースレター等を利用することなどが挙げられる。

ウ 学校は、通学路等で児童生徒等が犯罪に巻き込まれる危険性のある附属学校近隣の地域の情報を、地図の配布や標示等によって保護者・PTAへ通知する。また学校は積極的に保護者・PTAからも情報把握に努める。

エ 通学路や遊び場で、暴力や誘拐等の犯罪が起こりやすい場所での巡回と情報提供への協力を保護者へ依頼する。たとえば、保護者が分担して通学路（交通機関も含む）を巡回し、危険場所の発見や児童生徒等の危険行動に対して注意喚起を行うことなどが考えられる。

オ 事件・事故発生時の保護者への緊急連絡体制を確立し、児童生徒等の保護者への引渡しについての了解を得る。その際、学校から保護者へ連絡が取れない場合や児童生徒等の引渡しが困難な場合は、連絡がとれるまで附属学校に待機させたり、あらかじめ代理人を決めておき児童の引渡しをする。

カ 学校の安全管理に対して、PTA・保護者の積極的な参加を求める。たとえば学校の施設・設備や通学路の安全点検にPTA・保護者の参加は、安全管理上有効なことといえる。

キ 万一、学校で事件・事故が発生した場合に学校の危機対応に協力できる救急班をPTA内に作っておくのも一つの対策である。その際に負傷者が出た場合も想定して、PTA救急班を学校の救急体制内に組み込んでおき、避難訓練等にPTAの参加を求めることも有効である。

隣接附属学校との連携

附属学校は同じ敷地内に他校種の学校が設置されていることが多い。したがって、学校安全管理に関する協力体制を確立することは比較的容易である。隣接附属学校が協力して、合同学校安全連絡会を設置し、相互協力の下に不審者情報連絡体制を確立するほか、不審者侵入事件が発生した場合は、迅速に情報を収集し、自校での対応とともに、当該校に協力できる体制を作っておく。また各校の教職員が協力し

て避難訓練を実施することも有効である。

なお、ボタンを押すと自動的に隣接附属学校にも通報できるような装置を設置することも重要である。その際、通報源の附属学校がわかるようにしておく必要がある。

警察，消防等関係諸機関との連携

ア 警察，消防へは，いつ，いかなる状況でもすぐに連絡できるような体制を整えておく必要がある。児童生徒等や保護者から不審者情報がはいった場合には，躊躇せず迅速に警察へ連絡をとる。また通学路に「子ども緊急通報装置」を設置してある地域で登下校時に事件・事故が発生した場合は，迅速に通報ができるよう児童生徒等や保護者に周知徹底させる。

日頃から，警察，消防等の関係機関・団体に協力を求めて，子どもの安全指導や避難訓練の実施や教職員・保護者を対象として応急手当の研修を開催するなど協力を得ることも必要である。さらにシルバーポリス（警察の退職者及びその組織）による安全管理体制を導入することも有効である。特に近隣において不審者の徘徊や脅迫行為が行われるなど学校安全管理上対策の必要がある場合は，警察に警戒依頼を行うとともに協議の上，学校施設に「警察官警戒中」，「警察官立寄所」等の掲示と実践も有効である。

イ 電車・バス等の交通機関を使って通学する児童生徒が多い附属学校では，鉄道・バス会社へ児童生徒の安全に配慮してもらうように協力依頼する。

ウ 上記のア，イを円滑に依頼するためにも，校長・副校長等は，警察・消防等に対し，下記の事柄について常日頃から心がける。

就任時に挨拶かたがた情報交換に出かける

新年度，学期始め等に年間学校行事の説明を行う

多数の来校者がある場合（運動会，研究会等）の安全管理面での事前連絡及び説明を行う

地域の人びととの連携

ア 前述したように，附属学校は特に学校周辺の地域の人びととの連携が薄いため，附属学校から積極的に地域の人びととの接触を強めていく必要がある。たとえば，学校行事等へ地域の人びとを招待して心の触れ合う機会を設定するなど，積極的に交流を深める必要がある。逆に教職員や児童生徒等が地域の行事に参加するなど，日頃から交流を深めることも大切である。

その具体策としては，

地域の催しに教職員や子どもたちが参加

地域の奉仕活動に教職員や子どもたちが参加

地域の学校のオープン行事に教職員や子どもたちが参加

附属学校教職員や保護者が定期的に地元自治会との交流会を計画

附属学校の催しに地域の人びとを招待
地域の学校との交流運動会や交流授業の企画
地域の高齢者を学校給食へ招待
等が考えられる。

イ 附属学校周辺の自治会と附属学校との間で、学校安全管理に関する協力体制を確立する。たとえば年度始めに、管理職が自治会長に対し学校安全への協力を依頼し、地域の自治会と学校との間で、不審者情報連絡体制を確立する。

ウ 学校評議員制度等を活用し、安全確保と学校安全について話し合いをもつことも、地域とのつながりを強化する上で有効である。

エ 登下校時等の犯罪被害防止のために、附属学校周辺の公立学校に「こども110番の家」等の協力依頼をすることと「こども110番の家」の家庭に協力を依頼するなど連携をとる。また附属学校周辺での安全確保のため、ボランティアによる巡回等の協力を得る。登下校時には、自宅近くの路上で見てもらうだけでも子どもの安全確保に威力を発揮する。

オ 以上のことを推進するために、PTAも学校へ協力し、附属学校周辺の地域の人びとと積極的に交流をもつようにする。

カ 上記のア～オを円滑に依頼するためにも、校長・副校長等は、自治会長等に対し、下記の事柄について常日頃から心がける。

就任時に自治会長等に挨拶かたがた情報交換に出かける

地元地域の集会や役員会に出かけ、新年度、学期始め等に年間学校行事の説明を行う

多数の来校者がある場合（運動会、研究会等）の事前連絡及び説明を行う

地域の学校及び教育委員会との連携

附属学校は、近隣の公立学校や私立学校及び教育委員会との間で、安全管理に関する連絡協力体制を確立する。具体的には、不審者情報連絡体制の中に地域の学校や地元教育委員会を加え、日頃から不審者の目撃情報等を連絡できるようにしておく。万一不審者侵入事件が発生したときも、地元教育委員会への連絡を怠らないようにする。また、近隣の他校で不審者侵入事件が発生した場合は、地元教育委員会を通じて迅速に情報を収集する。さらに他校から協力要請がある場合に備え、当該校へ教職員を派遣できる体制を整えておく。

3 緊急時の児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理

(1) 事件発生時における体制

学校においては、子どもの生命と安全の確保が最優先であり、そのための安全管理体制の確立が重要である。学校内外の予測できない事件・事故に対して、発生を未然に防ぐ方策を講じておくことはいうまでもないが、不幸にして、緊急事態が発生した場合の影響を最小限にする対応の仕方、組織及び連絡・行動の仕方等の体制を整えておく必要がある。

事件・事故等緊急事態発生時には、組織的に情報が流れ、指揮・命令が徹底でき、危機の影響を最小限に抑える緊急活動体制を短時間に確立すること（緊急対応機能）が重要である。

以下に示すのは、緊急事態に直面したときの一般的な対応である。

緊急対応における留意点

ア 不審者発見とその対応

不審者の動きを注視する（監視の継続）

異変(危険)を周囲に知らせる

児童生徒等と不審者だけの状況を避け、児童生徒等を不審者から遠ざける

応援態勢が取られるまでの時間稼ぎをする

イ 現場への応援対応

必ず複数で駆けつける

防御具になるものを携行する

声をかけ合う

全教職員へ連絡する

警察110番へ通報する

隣接附属学校に連絡する

ウ 負傷者発見への対応

負傷者の発見者は、他の教職員へ状況を通報し、応援を要請する

教職員同士、声をかけ合う

負傷者から離れるときは、必ず他の教職員に引き継ぐ

応急手当をする

救急車119番の要請をする

エ 本部の対応

責任者は動かないとともに、居場所を教職員に明確にする

第一報により、応援教職員をただちに現場へ急行させる

110番、119番通報を行う

隣接附属学校に支援を依頼する

緊急放送は、わかりやすく、ゆっくりと、繰り返す

負傷者の有無等、児童生徒等の安否確認を迅速に行う

負傷者の氏名の把握を正確に行う

病院への付添教職員等の確認をする

負傷者の搬送先の病院を確認する
負傷者の保護者に連絡する

教職員の役割分担

教員の「不審者侵入時の役割分担の理解」の割合を、小学校教員についてみると、附属池田小事件後にも、公立43.4%、私立39.7%、国立53.0%であり、調査対象教員全体では42.9%という状況であった（教諭問12）。役割分担及び緊急時の行動内容の理解を深めるために、年度始めに、全教職員が役割分担の確認を必ず行う機会を確保することが重要であり、緊急時対応訓練の年間計画の充実を図る必要がある。

今回の附属池田小事件は「凶器をもった侵入者の事件」であり、このような緊急事態への的確かつ臨機応変な対処・対応ができるかどうかの不安を抱えている管理職や教職員は少なくない。「マニュアルを作成してはいるが...」、「危機管理に対応できる訓練や研修をしてはいるが...」と不安が残らないように、緊急措置に関する研修及び訓練の計画的実施と、緊急事態への対応についての不安を最小限にする研修と訓練を重ねる必要がある。教職員の役割は、訓練において様々な分担を繰り返し経験しておくことが緊急事態に備えることになる。

ア 緊急対策組織の設置

事故・事件緊急事態発生時に、組織的に情報が流れ、指揮・命令が徹底でき、危機の影響を最小限に抑える緊急活動及び危機変化に即応できる体制がとれるように、緊急対策組織等を編成し、緊急対策本部における本部長をはじめ、副本部長、本部付教職員の位置づけと任務を明確にし、さらに、対策組織の各部・系の活動任務の周知徹底をしておくことが重要である。

さらに、緊急対策活動への支援ができるように、保護者で組織したPTA救急班等を置くことも一対策であり、PTAとの危機対応での連携をとっておく。

なお、危機への対応については、全教職員が、平素から、危険の発見及びその除去を意識した安全点検活動（危機管理意識と行動）を行い、予想される危険を未然に回避することに努めることが肝要である。

イ 緊急対策組織分掌任務内容例

緊急時の騒然・混乱の中で、時々刻々と変化する危機状況を把握し、かつ、適切な処置・対応の判断及び指示が行われるためには、緊急対策組織として、教職員全員で緊急事態に対処できる組織的かつ円滑な機能をもつこと（チームワークの維持）が重要である。チームワークの維持推進の是非は、役割分担の明確化と教職員一人ひとりの活動内容の把握、情報の正確な収集と速やかな整理及び各部署各係への情報提供及び適切な指示の徹底の如何にかかわってくる。

例1、例2は、緊急対策組織の一例である。分掌や任務は、各学校・地域の実情等に照らし、また、役割分担は、一部の教職員が不在でも機能するように、複数で担当するなどの工夫が必要である。

配当人員については、学校の規模・教職員数等に応じた調整が必要である。

(例1)

| | | 不審者発見時の任務 | 児童避難後の任務 |
|-------|----------------------------|--|---|
| 対策本部 | 本部長：校長 または副校長 | ・全体の統括 / 指揮監督 | |
| | 通報・連絡班 副校長・教頭 (副本部長) | ・校内緊急放送 ・情報収集 教職員への指示徹底 ・警察110 消防119への通報 ・隣接附属学校への支援要請・配置 ・関係諸機関(大学, 教育委員会等) への連絡 [情報提供] ・児童避難か教室待機かの判断と指示 | ・情報収集 / 指示徹底 ・点呼及び負傷児童確認結果の集約 ・警察・消防・救急誘導 / 情報提供 ・授業継続か一斉下校かの判断 ・保護者への対応決定 / 説明 ・PTA 実行委員, 大学, 各市教育 委員会への連絡 ・負傷児童搬送先病院への付添教員 への指示 ・報道機関への対応 / 情報収集 |
| 災害対応班 | | ・避難, 誘導 ・不審者対応 ・校内巡回(不審者の有無確認) ・状況報告 | ・不審者隔離(警察到着まで) ・警察到着後, 救護班へ |
| 児童対応班 | | ・児童の看護 ・避難経路設定 / 誘導 | ・児童点呼 / 看護 ・負傷児童等の確認 ・保護者へ連絡(緊急連絡網) |
| 救助班 | | ・校内巡回 / 外部者侵入防止 ・負傷児童への応急手当 / 搬出 ・校内外未避難児童の確認 ・状況報告(負傷者名を含む) ・児童の安全確保並びに救援 | ・状況報告 ・救急車に同乗 / 搬送先から連絡 |
| 救護班 | (メンタルサポート チーム) | ・救護体制の確立 (救急用品搬出 / 救護所設置) ・負傷児童の全容把握 ・救急隊・医療機関への連絡 ・精神的ケア | ・負傷児童搬入先確認 ・負傷児童保護者への連絡 |
| 支援班 | 隣接附属学校の 教職員 | ・本部の指示で行動 | ・本部の指示で行動 |

[P T A 救急救護・支援班]

| | | |
|-------|-----------|-------------------|
| 正・副班長 | (会長, 副会長) | ・学校との連絡 / 記録 |
| 班員 | (書記, 会計) | ・救急救護 ・保護者への連絡 |

- * 当該校の全教職員によって組織すること
- * 学校規模に応じて人員を配置すること
- * 組織するにあたって隣接附属学校と協議すること

第 章

(例2)

| | | 任 務 | |
|-------------|------------------------------|--|--|
| 本 部 | 本部長：校長または副校長 副本部長：副校長（教頭） | | ・全体の統括 / 指揮監督 ・本部長の補佐 ・本部長不在時の任務代行 ・状況把握と指示 ・組織活動の推進（対応指示・調整） ・対外諸機関との対応（連絡・支援要請） （警察110，消防119，隣接附属学校，大学，教育委員会等） |
| | 本部付：教務主任 | | ・電話の対応 |
| 班 | 班長 | 班 員 | 任 務 |
| 救 助 班 | | 避難誘導係： （初動：授業担当者） 救護係： 養護教諭 （メンタルサポートチーム） | ・避難，誘導 / 収容 ・負傷者の実態把握及び記録 ・生徒の管理及び第2次避難 ・学校医・医療機関等との連絡・連携 ・応急手当及び記録 |
| 庶 務 班 | | 渉外連絡係： 避難(保全)係： 救急搬送係： | ・警察110，消防119への通報 ・保護者への緊急連絡網確保 ・避難場所の計画・確保 / 救護場所の設定 ・避難生徒の確認・記録 ・救急搬送付添及び記録 |
| 警 護 班 | | 事案対応係： 警戒係： 連絡係： | ・生徒の安全確保 / 救援 ・外部者侵入防止 ・2次被害防止 |
| 支 援 班 | | 隣接附属学校の教職員 | ・本部の指示で配置・行動 |

[P T A 救急救護・支援班]

| | | |
|-------|-------------|-------------------|
| 正・副班長 | （会長） | ・学校との連絡 / 記録 |
| 班員 | （副会長，書記，会計） | ・救急救護 ・保護者への連絡 |

- * 当該校の全教職員によって組織すること
- * 学校規模に応じて人員を配置すること
- * 組織するにあたって隣接附属学校と協議すること

緊急時の安全確保（侵入者発見から緊急対策組織設置まで）

不審者の言動等の状況によって、危機状況は大きく、

危機状況C：安全が確認されない状況。

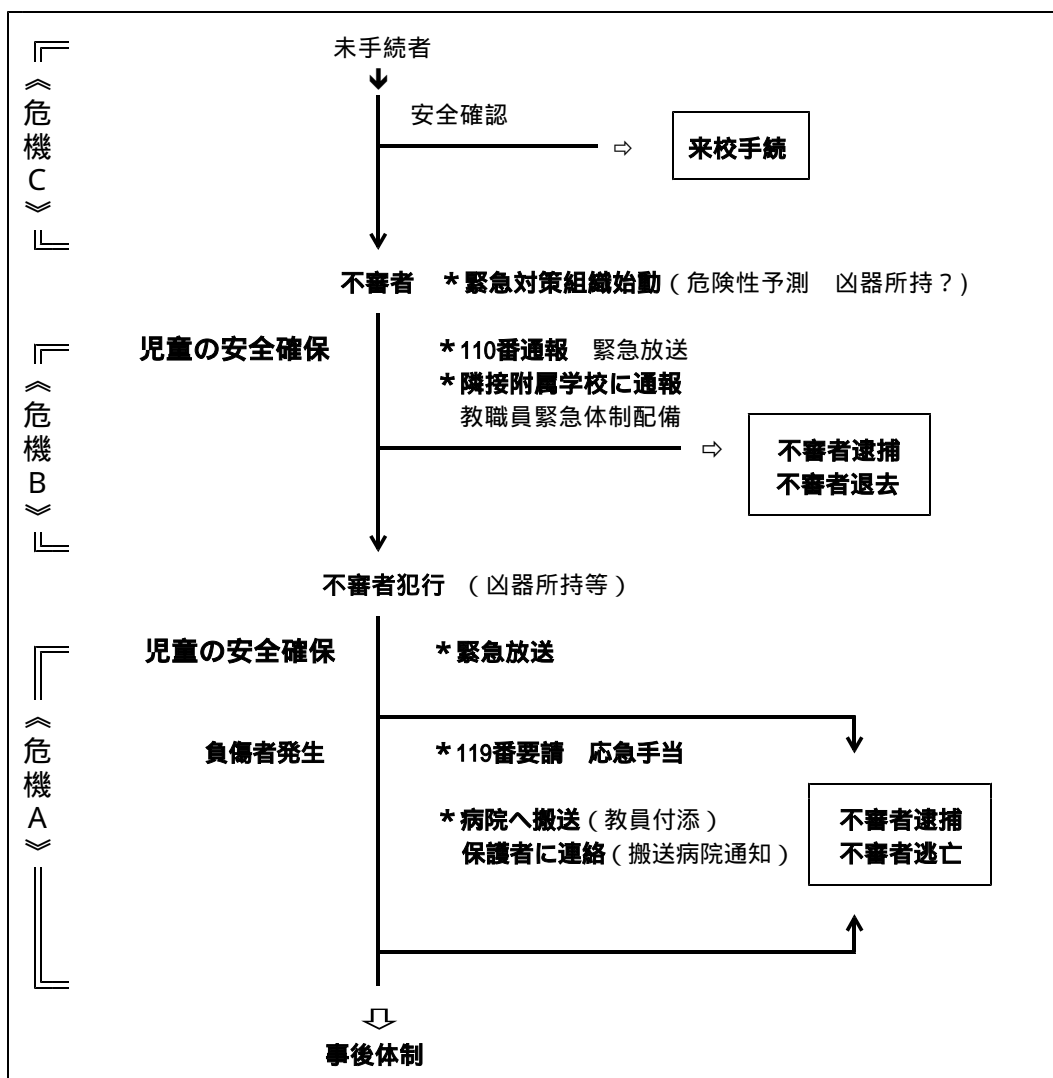
危機状況B：不審者の危険性が予測される状況。

危機状況A：不審者の凶器所持等、負傷者の発生が予測される状況。

の3段階が考えられるが、この3段階の危機状況は、侵入者の最終行動及びその結果で区分されることであり、侵入者への初期の対応では、危機状況Aを想起した行動・判断（危険予測）が重要で、ときによっては、危機状況Bや危機状況Aが突然起こる場合もある。

不審者侵入から3段階の危機状況の進行の概要は、次のような図で把握できる。

不審者侵入危機状況の進行と対応（詳細は次ページ以降）



第 章

ア 危機状況 C への対応

来校者が、来校手続きや校外への退出に応じ、安全が確認された場合

| 全校への連絡・対応 | 未手続者への対応 |
|-----------|--|
| | 未手続者への声かけ確認 ・ 来校手続き依頼 ・ 不審者の見極め |

イ 危機状況 B への対応

来校者が来校手続きの要請に応じないで、危険性が予測される状況の場合。
つまり、危険性が予測される不審者が侵入した場合

| 全校への連絡・対応 | 不審者への対応 |
|--|--|
| 不審者の発見を、ただちに責任者、副責任者等に連絡する。 * 情報を正確かつ迅速に報告すること。 * 第一報の通報(連絡)先(部署・係)を日常的に意識しておくこと。 緊急対策組織始動 本部長は、現状把握の指示を出し、全教職員に通知できる態勢をとる。 子どもの安全確保優先 110番通報(複数名から重複してよい) 緊急放送 隣接附属学校へ通報 * 通知方法、通知内容の共通理解を日常的に図っておくこと。 * 周囲の状況を整え、子どもの精神的動揺に応じた対応をすること。 子どもに動揺を与えない。 避難所の確保及び避難指示 ・ 凶行発生場所を回避した避難 ・ 適切な危険告知及び避難指示 現場への応援及び緊急連絡態勢をとる。 現場への応援は2人以上確保する。 | 発見者は、不審者の動向を注視する。 連絡方法 用件を尋ね、退去を要請 荷物等所持品への監視 子どもの安全確保優先 不審者を子どもから隔離する。 本部長の側には、必ず誰かがつく。 複数で対応する 侵入者への監視強化と対応教職員の安全確保 |

| | |
|---|---|
| <p>地元教育委員会や大学・学部等へ連絡 なお，国立及び私立学校においては地元自治体にも連絡</p> <p>不審者逮捕または不審者退去の場合 保護者への連絡，帰宅方法等の判断及び確認をする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防護撃退できる道具携行 ・侵入者に刺激を与えない対応 ・荷物等所持品への監視を十分にする。 <p>状況を本部に逐一報告 ＊校内 P H S 等の活用</p> <p>警察の指示に従った対応</p> |
|---|---|

ウ 危機状況 A への対応

不審者が凶器所持等によって凶行に及び，負傷者の発生が予測されたり，負傷者が発生した場合

| <p>全校への連絡・対応</p> | <p>不審者への対応</p> |
|--|--|
| <p>子どもの安全確保最優先</p> <p>負傷者発生 救急車（119番）要請（複数名から重複してよい） 冷静かつ簡潔に通報</p> <p>隣接附属学校へ応援要請を行う。</p> <p>状況把握を迅速かつ正確に行う。 把握した情報の整理及び記録。 本部は，的確な指示を行う。</p> <p>被害の全容把握（緊急連絡担当要員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内外巡回による負傷者等の搜索 ・被害状況の現状調査と本部への報告 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>騒然・混乱・騒音の中で指示・確認</p> </div> | <p>不審者の監視を強化する。 荷物等所持品への監視継続 侵入者に刺激を与えない対応 侵入者を子どもに接近させない態勢を確保維持する。</p> <p>凶行 不審者の状況を，本部に逐一報告</p> |

| | |
|--|--|
| <p>人員と身体状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・ 正確かつ速やかな人員点呼・ 負傷者有無の確認と状況把握及び記録・ 被害の全容を迅速・正確に把握 <p>負傷者への対応</p> <ul style="list-style-type: none">・ 応急手当・ 負傷者搬送の手配・ 負傷者多数の場合，P T A 救急救護班を要請 <p>負傷者搬送</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教職員付添 搬送負傷者氏名の確認 搬送先病院名確認，本部へ報告・ 本部 搬送負傷者氏名確認記録 搬送先病院名確認記録 保護者に連絡（搬送病院等） <p>子どもの負傷・精神的動揺の程度に応じた対応</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保護者への連絡・ 帰宅方法等の確認 | |
|--|--|

避難体制

ア 初動（緊急報告・連絡）

警察110番に通報する。

隣接附属学校へ通報する。

負傷者がある場合は，消防119番へ救急車を要請する。

大学関係，各都道府県教育委員会等，諸機関への連絡をする。

イ 授業中の場合

授業担当者は，不審者侵入の緊急連絡を受け，ただちに指導中の生徒を掌握して避難態勢をとる。

児童生徒等の動揺を抑え，教職員は冷静沈着な行動をとる。

避難命令または臨機の処置により，複数教員でより安全な場所に避難する。

避難の順序

避難による混乱を最小限にする。

不審者地点に近い子どもから優先避難させる。

不審者の動向により校舎内のほうが安全と判断した場合はその限りではない。

子ども誘導後、緊急対策組織の各任務に就き、事態収拾への対応措置をとる。

ウ 授業時間外（教室に教員が不在）の場合

授業時間外にはさまざまな状況があり、児童生徒等の掌握には困難を伴うこととなるため、教職員は、管理職の指示に基づき、校内のすべての範囲で児童生徒等をもれなく掌握し、安全確認とともに避難誘導を行う。

子ども誘導後、緊急対策組織の各任務に就き、事態収拾への対応措置をとる。

エ 負傷者発生時の対応

負傷者を発見した者は、負傷者の氏名等を確認し、速やかに責任者及び養護教諭に連絡する。

負傷者への応急手当及び連絡手段（連絡者の氏名及び緊急連絡の要請）を確保する。

連絡を受けた者は、警察（110番）への通報及び救急車（119番）要請を行い、負傷者の保護者に連絡する。

隣接の附属学校への応援を依頼する。

負傷者の学級担任または同学年の担任は、負傷者の手当に立ち会う。

救急病院へ搬送の場合は、学級担任または同学年の担任が付き添うことを優先し、教職員が救急車に同乗する。

負傷者の氏名、傷病の状況、搬送先等を記録及び学校への状況報告

負傷者多数の場合等は、P T A 救急救護班等を要請する。

避難児童の安全を確保し、防犯組織は、危険除去に全力を尽くす。

（2）事件発生後における体制

事件発生時の緊急対応により、当初の最悪の事態を脱しはじめた段階で、引き続き事件発生後の中・長期的な危機対応を検討し、完全な危機の解消を目指した取組みが必要である。

そのための重要な事項を整理し、その手順について次に解説する。

- 1 さらに、当面緊急に対応すべきことは何か、関係者からの情報を収集し、即時に緊急対応策を継続的に講ずる。
- 2 事件発生直後からの危機対応の経過を整理し、関係者へ周知した上で今後の中・長期的な対応策を検討し実践へ移す。
- 3 事件発生後の危機対応の目標として、
児童生徒等、保護者及び教職員の心身の健康状態の早期回復を図ること、
学校本来の機能（平常どおりの教育活動の再開等）の早期回復を旨とすること、
子どもはもちろん、その保護者や地域・社会等からの学校への信頼を回復し、

保持すること，
事件に伴って誘発される二次被害や再発の防止に努め，危機体験を事後の学校における安全教育への教訓として活かすこと，
等を優先的に設定し実行する。

児童生徒等への対応

成長発達の途上にある児童生徒等は，重大な事件・事故に遭遇した場合，無抵抗の状態での生命の危機に追い込まれることが大いに懸念される。特に学校においては，子どもたちの安全を守るのは，大人の教員に課された最大の責務であるとの認識のもとに，専門家の指導も受け，次に挙げる具体的な内容の事件発生後の取組みが求められる。

- ア すべての子どもの被害の実態をもれなく把握する。被害の程度に応じた適切な処置を判断し，校外の救急専門機関と連携し引き続き支援に努める。
- イ 重症の被害者には，その保護者を全面的に支援し中・長期的な援助策を検討し実行へ移す。
- ウ 直接被害を受けていなくても，子ども全員に大なり小なりのショックを与える可能性が考えられるので，特にショックの激しい子どもを早期に判断し，特別なケアを施す。
- エ 必要に応じ，担任によるすべての子ども，あるいは保護者への個別面接を実施し，個々の子どもの状態に応じた個別の指導を心がける。
- オ 事件・事故発生後の学校生活全般において，子どもたちの言動の変化を特に注意深く観察し，危機に関連した問題の早期発見と早期の対応を図る。
- カ 被害が比較的少ない教室の子どもたちへは，担任教員を中心に子どもたちの心を落ち着け，安心感を取り戻す授業の工夫が求められる。
- キ 平常の学校生活へ戻った段階で，担任は授業の中で子どもたちとともにこのたびの事件・事故を振り返り，再発防止のための工夫を話し合い，その教訓を活かした安全教育へ積極的に取り組む努力が望まれる。

保護者への対応

学校において事件・事故が発生した場合，保護者は真っ先に我が子の安否を気遣い，その確認に必死である。このような痛切な保護者の不安と動揺を十分に理解し受容した上で，事件・事故の被害から我が子の安全を守るための保護者の対応を全面的に支援するために，次のような綿密な連携を図る必要がある。

ここで不可欠なことは当該校内や大学内での評価よりも対応を受けた保護者等の意見や外部からの評価を受け止め，体制や対応を常に改善していくことである。したがって，評価に関する報告をする者は外部の専門家が保護者等の実情を客観的に把握・分析することが不可欠である。

- ア 保護者に受け入れられない場合には、その事態にどう対応するかを慎重に教職員で協議し、統一的な対応を心がけることが大切である。
- イ 特に死傷者が出た場合は保護者の心情に寄り添う姿勢が不可欠であり、学校側の判断が軽率であると気づいたら誠実に詫言、言い分をよく汲み取り、学校側としての考え方を丁寧に説明するよう努めることが肝要である。
- ウ 保護者からの要望等を受けた者は、誠実に対応し、必要に応じ、その結果を当該保護者に伝えなければならない。
- エ 事件・事故の発生の事実と経過を、可能な限り早くすべての保護者へ伝える。特に、被害者（被災者）を優先し、当日中に責任者がその全家族に対応する。
- オ 学校側は、早期に保護者説明会を開催し、事実に沿った経過を報告し、保護者の質問や意見、さらには不満や怒りを真摯に受け止め、誠意をもって対応し、学校への信頼感を失わないように努める。
- カ 保護者説明会において、家庭での子どもたちへの対応の在り方について保護者へ助言し、学校と家庭との綿密な連携のもとに、危機克服を目指す協力関係の強化を求める。
- キ 被害（被災）児童生徒等の保護者へは、学校側の中・長期的な支援計画を伝え、全面的な協力と支援を約束する。保護者やその他の家族へのケアも十分配慮する。
- ク 事件・事故について報道機関へ公表する前に、保護者への通知ないし報告を優先する。
- ケ 保護者がいつでも相談できる窓口あるいは連絡先を保護者へ伝え、個々の相談へ応じる。必要に応じ保護者自身のケアについても専門的な援助を校外機関との連携の下に提供する。
- コ 危機が完全に解消するまで、定期的に保護者説明会を開催し、最新の情報に基づいて対応策を再検討し、修正した上でより適切な今後の対応に努める。

なお、附属池田小学校では、特に計り知れない深い心の傷を負った、死亡した児童の保護者との連絡を綿密にし全面的に支援する立場から、学校側は事件直後からそれぞれの家族毎にその中心的な役割を担う教員を一人ずつ決めて配属し、個人的な信頼関係づくりのために、学校と家族との連帯感のもとに、事後の対応にあたった経緯がある。

事実の調査

事件が起こったときには混乱した状況の中ですべき事項が多くある。しかし、関係者にとっては何が事実で何が起こったかを可能な限り早く調査しなければならない。それが事後の多くの対応のみならず、被害者への対応にも不可欠である。その際に必要なことを列記する。

ア 調査委員会を立ち上げる。

当該校以外のメンバーを中心にする。

客観的な事実のみを対象とする。

大学及び附属学校のとった対応も検証する。

入手可能な文書は手に入れる。

関係者に確認する。

イ 報告書を公表を前提に作成する。

ウ プライバシーの保護に留意する。

エ 保護者や地域の人びとからの質問・要望についても傾聴に努める。

心のケア

附属池田小事件で多くの児童が、深い心の傷を負わされるという悲惨な結果を招いたことは、残念ながら否めない。事件後、包丁のような刃物や血痕、犯人に似た茶髪の大男、犯行現場の教室や建物への接近、ヘリコプターの騒音等に、異常に怖れ怯え精神的混乱を引き起こす児童が続出した。

附属池田小学校は大学の専門家を中心にしたメンタルサポートチームを設置しているが、チームの評価は、設置者がケアを受ける側の声を客観的な立場の者から聞かねばならない。重大な事件・事故は、被害者にこのような心の混乱を引き起こす事態を招くのが通常である。事件に直面した児童は、平常の現実適応機能が低下し、不安と恐怖、疲労感、自信喪失、悲嘆、失望、錯乱等の心理的に異常な状態へ追い込まれることが多々ある。ただし、事件発生時のこのような児童の異常反応は、精神的疾患に類するものではない。一過性のもので、このような精神的混乱は数週間がピークで、徐々に回復へ向かうのが通例である。しかし、心のケアが十分なされずに放置されると、トラウマ（心の傷）が残り、心理的障害を引き起こす危険性が高い。PTSD（外傷後ストレス障害）がそれである。

）一般に、危機を体験した子どもに見られる特徴的なストレス障害は、次のようなものである。

睡眠障害

過覚醒、夜が怖い、暗闇が怖い、一人で寝られない、悪夢、夜驚等

食欲障害

食欲不振、過食、嘔吐等

退行的行動

幼稚化、甘え、指しゃぶり、身体接触、夜尿、短気、反抗、暴力等

心身症

頭痛、発疹、腸障害、便秘、喘息、無月経・月経困難、心気症等

学校への不適応症状

不登校、無関心、無気力、集中力の欠如、仲間からの引きこもり、日課を課すことの困難、学習拒否、暴力等

）附属池田小事件発生から1週間以内に、教員が中心になって事件の被害の対象となった全児童の自宅を訪問し、子どもたちの事件後の様子について保護者へ面接調査した結果、明らかにトラウマによる異常な反応が見られると次のような報告がなされている。『祈りと誓い』（平成15年5月 大阪教育大学教育学部附属池田小

学校)から引用)

夜に一人でトイレへ行けない。

親と一緒にないとトイレに行けない。

夜尿症になった。

夜になると落ち着かない。

寝つきが悪く，うなされることがある。

赤ちゃんがえりがひどく，すごく甘えるようになった。

今まで以上にスキンシップを求めたりして甘えてくるようになった。

家の中でも母親と常に一緒にないと不安がる。

一人で留守番ができない。

物音にとっても敏感になり，家の鍵がすべてかかっているか何度も点検する。

大きな男の人を見ると怖がる。テレビで犯人の姿を見ると，とても乱暴な言葉を使ったり，攻撃的な行動が見られたりするようになった。

口数が減り，事件について一切しゃべろうとしない。

テレビのニュースや新聞の記事に興味をもって，いろんなことを聞いてくる。

事件当日は，帰ってからしばらく寝ていた。夕食も少しだけしか食べられなかった。

) 事件によってもたらされるストレス障害を最小限に食い止めるためには，被害者の精神的状態に十分配慮した上で，緊急かつ慎重に心のケアを行う必要がある。学校において事件を体験した子どもたちに対し，教員が中心になって行う心のケアの教育プログラムを次に紹介する。

自由時間の設定

事件の直後は，子どもたちの不安と緊張感が最も高まっている。そこで，教室に戻った子どもたちに，しばらくは自由な時間を与える必要がある。子どもたちが自分の体験した内容について，感情を表出しながら自由に話せるようにし，クールダウン(興奮を静めること)を図る(デイブリーフィング)。自然な雰囲気の中で，雑談の形で行う。

フリープレイ(自由な遊び)

子どもがある程度落ち着きを取り戻した段階で，安全な場所を確保し，子どもの選択に任せた自由な遊びの時間を設定する。場所は，教室や，フリースペース，体育館や講堂等活動するのに十分な広さがあればよい。そこで，心身の緊張をほぐす。子どもに対して遊びの強制はしないが，参加できない子どもに対しては特別に配慮する。

ボディーコンタクト(身体接触)・ゲーム

握手や肩をたたいたり，体を支え合ったり，集団ゲームを取り入れて，体

の緊張をほぐし，仲間との身体接触を通して，孤独感を癒し，安心感を高める。

絵画と作文

それぞれが体験したことを思い出して絵や作文を書かせる。上手下手に関係なく，各自がかきたい絵や作文を，思いつくままに表現するように励ます。でき上がった作品を学級全員の前で発表し，どの作品に対しても全員でほめ合う工夫をする。

朗読と合唱

傷ついた子どもたちの心に勇気と自信をとり戻すような詩や歌を学級全員が大声で朗読ないし合唱する。ただし，無理に大声を出すことを強制しない。

クラス討論

危機を振り返って，そのとき自分はどうしたのか，どういう気持ちになり，何を考えたのか，どうすればよかったのか，今はそれに対してどんなふうに思っているか，などについて学級で語り合う場をもつ。傷ついた心を整理するために，勇気をもって過去に向き合うように互いに励まし合う雰囲気をつくる。

個別相談

担任と児童生徒等がいつでも個別的な相談ができるような場面を設定し，雑談はもちろん，ありとあらゆる話しに耳を傾け，個々の子どもの内面的理解に努め精神的安定感を図る。

カウンセリング

深い心の傷を負った子どもには，専門のカウンセラーや教師カウンセラー（カウンセリングの専門的知識と技能を備えた教師），養護教諭等による，傾聴的，共感的，受容的なカウンセリングによる専門的な心のケアが望まれる。

なお，附属池田小学校においては，事件後の児童の心を癒す教育実践活動として，教員とメンタルサポートチームが中心になりフリースペースを利用した自由な遊びやグループワーク等が主に実施された。

フリースペースとしては，事件が起きた本校舎から離れた公共の体育館や近隣の公立学校の施設を利用し，ボール遊びや飛んだり走ったり，本を読んだり，音楽を聞いたり，絵を描いたり，おしゃべりをしたり，一人でいたり，プールで泳いだり，それぞれの児童は自分のやりたいことを自由にやった。この自由な遊びの心の癒しのプログラムは2期に分けて12日程度実施された。

また，附属池田小学校では，児童の不安を解消し，心と体のリラックスとリフレッシュを図り，自分への信頼感を回復し，他者への理解を深めることを目的と

した身体接触ゲーム等を取り入れたグループワークが実施された。このグループワークは、初期には週1回、後には2週に1回のペースで、学年と学級ごとに児童の実態に応じて行なわれた。

）附属池田小学校において、全教員の共通理解を深めるために、事件後における学級や児童の状況や担任の対応の在り方について、教員集会を週1回開き、他の学級や学年の児童の状況の変化や家庭における子どもの様子等の情報を共有することによって、早期の対応を心がけた経緯が報告されている。その際、専門の医師のアドバイスを得て校外の専門機関での医療やカウンセリングへ照会することも検討された。

そこで、個別に心のケアを必要とする被害者へは、次のような危機カウンセリングの基本的技法に基づいて援助することが望まれる。

信頼関係をつくる

無条件に、しかも全面的に被害者（被災者）を援助することを伝え、安心感と信頼感をもたすように努める。

傾聴する

一生懸命に被害者（被災者）へ耳を傾け、思いやりを込めた受容的態度でかかわる。

情緒の表出を促し受容する

被害者（被災者）の不安や恐怖、怒り、悲嘆等の激しい感情を思い切って表出するように促し、カタルシス（心の浄化）による心理的混乱と緊張感の緩和を図る。

共感する

被害者（被災者）の苦痛を共有することによって、孤独感を癒し本人の自信の回復に努める。

現実適応的行動の回復を図る

身近な日常的な行動、たとえば、友だちと遊ぶ、学校へ行く、本を読む、スポーツをする等の行動の再開を全面的に支援し、現実適応行動の回復へ向けての被害者（被災者）への勇気づけと希望を育む援助を心がける。

なお、本調査研究報告のp.53・54に示したとおり、附属池田小事件後において、心のケアについての校内研修会を行っている国公立の小学校は25%前後にとどまっており、4校の中の1校にすぎない。また、心のケアについての基本的なスキルを確かに身につけていると答えた教員も国公立の小学校では5%ないし6%ときわめて少ない。さらにPTSDについて十分理解している教員の割合は、附属池田小事件後においても20%前後と5人に1人と、依然として決して多くはない。これらの

第 章

調査結果を見る限りにおいて、事件・事故の被害者への心のケアについての教職員の意識の向上とその実践的技法に関する教員研修の一層の充実と強化が切に望まれる。

報道機関への対応に関する基本事項

報道機関への対応には、大学・附属学校の基本的な姿勢として、事件による負傷児童とその家族、凶行等を目撃した児童とその家族を含め、心身に被害を受けた人びとへの最大限の配慮をすることが不可欠である。

ア 報道機関への対応のポイント

- ）学校関係者や社会の人びとへの説明責任を果たす立場から、報道機関へは適宜対応し、事実の公開を心がける。
- ）事件・事故発生後早い時期に報道機関への会見の時間と場所を設定する。
- ）報道機関への会見は、校長が責任をもって対応することが望ましい。
- ）発表の内容を事前に十分検討し、あらゆる質問を想定し、的確な回答を準備した上で会見に臨む。
- ）報道機関に対し最初から警戒心をもたず報道の公正性を信じ真摯な対応を心がける。
- ）学校に対する社会の信頼を回復する有力な手段として、報道機関の報道の内容の重大性を十分に認識しておく。
- ）事件・事故の関係者のプライバシーの保護を最優先し、報道機関の報道による二次被害の防止へも十分配慮し会見へ臨む。
- ）子どもや保護者、教員への個別の取材の自粛を報道機関へ依頼する。

イ 事前の準備

- ）校長（教頭）が会見を行うことを確認し、進行を担当する司会者を指名しておく。
- ）教頭ないし教務担当者が、危機の内容と対応の経過の記録に基づいて発表の内容の原案を作成し、校長がチェックする。
- ）発表の内容を事前に大学本部へ伝え、了解を得る。
- ）事件・事故の場合、発表内容について事前に警察等関係機関との調整を行う。
- ）校長は教職員の協力の下に、会見の事前のシミュレーションを行い、本番へ向けて万全を期す。
- ）会見の日時と場所を指定し、報道機関各社へ伝達ないし掲示する。

ウ 会見時の対応の基本的留意点

- ）司会者が最初に会見の所要時間を伝え会見を進行する。
- ）冒頭で、事件・事故の発生への学校責任者としてのお詫びと無念の思いを誠心誠意伝える。
- ）最初に、被害者（被災者）への気遣いの思いと態度を表明する。

- ）事件・事故の内容と対応の経過を，心を落ち着けて準備した書面どおりに発表する。
- ）質問へは防衛的な態度ではなく，確認された事実については簡潔明瞭に答える。
- ）あいまいな点ないしプライバシーに触れる内容についての質問へは，丁寧に回答を保留ないし回避し，決して「答える必要はありません」等の拒否的発言を表明しない。
- ）学校側の責任を追求する質問に対しては，否定的な態度に固執することなく，冷静かつ慎重な態度でもって対応することが望まれる。
- ）最後に，司会者から校内での児童生徒等への取材が認められないことと，学校の非常時を理由に取材活動の自粛を要請する。必要に応じ次回の会見の予定を伝える。

記録の整理・保管

ア 被害及び出来事の全容の把握

事件・事故・災害によって発生した被害の実態や一連の出来事の全容を可能な限り正確に把握することは，困難ではあるが，重視されねばならない作業である。速やかな事実や情報の収集・整理・集約によって，保護者をはじめとする学校関係者及びその他の組織・機関・団体に対する説明・情報提供は早期になされねばならない。また，出来事の全容の把握や情報の集約は，原因や誘因の究明，現実的な課題の分析やその解決，さらに事件・事故の再発防止のために役立つ。その一環として，情報収集の窓口の一本化や集中管理が必要であり，現場に混乱を招かないような調査や検証のための第三者機関・組織の必要性も予想される。

イ 記録の整理と保管

当該の事件・事故・災害の際の関係者・関係機関における事件時及び事件後の言動，取組み，会議等の内容や各種文書，さらには，写真やビデオ等，すべて関連する詳細な記録の整理と保持は，事件後における評価の際の有効な基礎データである。

加えて，各種の報道機関の報道，電話やファックス，メモの類等，関連資料の整理や保管の工夫も極力なされることが望ましい。

ウ 記録化とその活用

記録用紙を常備するなど，日常のみならず緊急時の時系列の記録化は，状況を判断し，対応を決定する際に必須とされる。さらに，そうした記録の整理・保管は，事件・事故・災害についての客観的な事実の把握，緊急連絡，報告・発信のために不可欠であり，安全管理の体制の改善に向けての検証や点検及び評価の際にも有効に活用されねばならない。

エ 報告書の作成

時期や目的を明確にした数種類の報告書を作成することは、各方面の学校関係者及びその他の機関・団体が事態を認識し、情報を共有化するために、大切な取り組みである。しかし、正確さを欠く不十分な報告書は、かえって誤認や混乱を招いてしまう恐れがある。また、情報公開の社会的ニーズやプライバシーの保護並びに個人情報に関する守秘との兼ね合いは、十分に配慮される必要がある。

ボランティア支援の受入れ

ア ボランティア支援の受入れの方針

学校が事件・事故・災害に見舞われた際には、学校の再開や学校運営の継続のために、さまざまな人的物的なボランティア援助を受ける事態が予想される。当然のこととして、個人、あるいは、関連ないし近隣の機関・団体等、各位各方面からの支援を受けることになるが、ボランティア機関・団体に対する当該校の主体性をいかに確保していくかが重要である。

イ ボランティア支援の受入れの方法

残念なことに、個人・機関・団体等からのボランティア支援のすべてが適切かつ有効であるとは限らない。また、励ましや支援としてのボランティアは、学校運営やイベントの際だけではなく、手紙や電話等によるメッセージ、さまざまなプレゼント、訪問による人的交流や共同作業、さらには義援金等、多様な形態や方法によってなされる。

したがって、新たなトラブルが発生しないようなボランティア支援を受けるために、事件・事故・災害の発生の当初から、ボランティア支援の要請のあり方及び支援を受ける体制、さらには広報の仕方等を定め、工夫していく必要がある。そして、受け入れるボランティア支援の範囲や程度等においても長期的な一貫性が保たれることが望ましい。

そのために、当該学校内及び上部機関・団体において、ボランティア窓口を設けるなど、受入れの体制づくりも大切である。

ウ ボランティア支援の影響に対する配慮

ボランティア支援の受け方として、学校関係者、特に被害者や子どもに対する影響を十分に配慮することが必要であり、援助を受けた個人及び団体に対する受け入れ後のお礼や謝意等の表明の仕方や、その後の対応にも配慮が必要である。

エ 義援金の受入れ

附属池田小事件においては、事件当日に設置された「大阪教育大学附属池田小学校事件対策本部」では、早い時点から義援基金の創設が検討課題の一つとして議題になるとともに寄附金の問合せ等が多くあった。

大学として発起人会を立ち上げ、「附属池田小学校義援基金」として、被害を受けた児童に対する経済的支援、慰霊碑の建立にかかる費用等を趣旨として創設された。そして、全国の多くの方々から寄附金の支援を受け、基金の配分に

については、外部有識者等による義援基金配分検討委員会を立ち上げ配分がなされた。

一般的に義援基金の創設にあたっては、募金趣意、発起人会、義援金募集、担当部局（窓口）、基金の用途等を明確にして実施することが求められる。

災害共済給付の請求

ア 団体保険・共済組合等への加入

学校安全管理の一環として、万一の事件・事故・災害に備えて、共済組合や団体保険への加入は、必要不可欠な備えであり、何らかの保険加入の活用が必要である。

イ 医療機関の紹介

事件・事故・災害の発生の際には、適切な診療・医療を受けることが事後対応の前提であり、そのための医療機関の紹介がなされねばならないときもある。

ウ 医療費の請求

診療・医療を受けた証明書等によって、被害の実態を把握する。そして、被害者の要望を確認し、その要望に基づいて、加入済みの集団保険や共済組合等に対して、被害に伴う診療・医療行為の補償として、還付の請求事務手続きを行う。請求の際には心身の負傷や被害についての具体的な記述や文書化が不可欠となるので、個々のケースに応じた詳細な記録化がなされていないといけない。

エ 医療費の請求の際の留意点

医療費の請求の際には、子どもや被害者のプライバシー等に留意することはもちろん、請求手続きの過程において、事件・事故・災害をことさらに想起させたり、心身の負傷回復に逆行させるような事態は避けねばならないことはいうまでもないことであり、懇切丁寧な対応と手続きが必要である。

法的な相談・支援

ア 人権の擁護

実際に発生した事件・事故・災害以降に随伴することも予想される第二次・第三次的な被害の発生を招かないためにも、さまざまな場面や機会における人権侵害やそれに類似した事態の発生を防止することが肝要である。

イ 法的な相談・助言・支援

第二次・第三次被害を防止し、将来的な不十分さを残さないためにも、法的な相談や助言や支援の体制に関する方途が紹介され、整備され、必要に応じて活用・運用されることが望まれる。

第 章

ウ その他の人権擁護の情報の紹介

具体的な人権侵害の疑いのある事例については、異議申し立ての機会や機関等が紹介されることや代理人・機関の存在等についての情報がもたらされることも考えられてよい。ちなみに、大阪市では学校が弁護士と相談できる契約が結ばれている。このような体制の全国的な実現が望まれる。